新たな 区民センターの 基本計画素案



使用料 見直し方針案



皆さんのご意見をお寄せください

間資産経営課(₹5722-9876、₹5722-6134)

意見の提出方法

書式は問いませんが、「区民センター基本計画素案」または「使 用料見直し方針案 | への意見と明記の上、住所、氏名(団体の場合は、 所在地、団体名、代表者名)、在勤・在学者は所在地、名称を書いて、 専用**(コード** または 2)、郵送 (持参可)、FAX・Eメールで、7 月28日(必着)までに、総合庁舎本館4階資産経営課(〒153-8573) 目黒区役所〈住所不要〉、**2**5722-6134、**2**shisankeiei@city. meguro.tokyo.jp)へ。頂いた意見には個別に回答しませんが、要 旨を取りまとめて公表します(原文、住所・氏名などは公表しません)。

新たな区民センターの 基本計画素案を策定しました

区は、区民センターの建て替えについて、平成30年度から検討に取り 組んでいます。令和4年12月に、基本計画(素案の案)を作成し、区民の意 見募集、説明会などを実施しました。

この度、区民や有識者からの意見、民間事業者サウンディング調査(※) のほか、6年度の事業者公募に向けた検討や周辺地区まちづくりなどの進 捗を踏まえ、基本計画素案を作成しました。

※公募による事業者との対話を通じて、さまざまなアイデアや意見を収集する調査

素案の案からの主な変更点

- ・有識者からの意見、民間事業者サウンディング調査結果について整理
- ・導入機能の考え方や運営形態を再整理
- ・周辺地区まちづくりの進捗を踏まえた記載を追加ほか

展示・説明会・シンポジウムを行います

1展示

時7月1日(土)8:00~7月9日(日)17:30

場総合庁舎本館1階西口ロビー

2説明会(事前予約制)

閱①7月8日(土)10:00~11:30②7月12日(水)18:00~19:30

場中小企業センター(目黒2-4-36 区民センター内)

定各30人程度(先着)

■電話、Eメール(住所、氏名、電話、希望日①または②を記入)で、 7月5日までに、資産経営課(**■**5722-9876、⊠shisankeiei@ city.meguro.tokyo.jp) \

❸シンポジウム(希望者は当日会場へ)

閏7月15日(土)9:30~11:30

場中小企業センターホール (区民センター内)

ほか 定400人(先着)

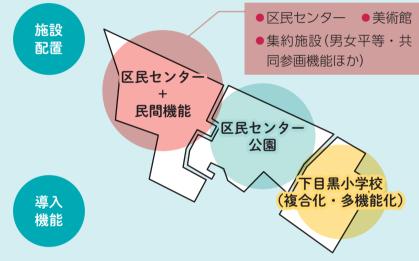
28 共通 -

※手話通訳・保育希望者は7月5日までに予約

ご応募いただいた中から決定しました 区民センター建て替えプロジェクトの名称 めぐろかがやきプロジェクト

「未来とつながる 人とつながる 未来像 新たな自分とつながる」 できるが広がる創造空間

つなぐ つながる つなげる



- ●地域コミュニティ機能 ●男女平等・共同参画機能
- ●産業振興機能 ●美術館機能 ●体育館機能 ●児童館機能
- ●図書館機能 ●公園機能 ●小学校

現在

9月 以降

6年5月 以降

7年4月 以降 10年4月 以降

今後の 予定

設計ほか 工事

□素案(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・ 4階資産経営課、地区サービス事務所(東部を除く)、 住区センター、図書館、区民センターで配布するほか、 区間(コード3)でご覧になれます。



公の施設使用料の 見直し方針を改定します



区民センターの建て替えや学校施設の更新に伴う周辺施設の複合化 など、区の施設サービスの充実を図る一方で、更新などに係る経費は 今後増加していくことが見込まれています。利用者の多種多様な活動 への更なる支援を図るとともに、施設の更新を見据えた持続可能な施 設サービスを実現することを目的として、公の施設使用料の見直し方 針を改定します。

■方針案(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナ ー・4階資産経営課、地区サービス事務所(東部を除 く)、住区センター、図書館、区民センターで配布す るほか、区間(コード4)でご覧になれます。



主な改定内容

●使用料の算定方法を見直します

維持管理経費のほかに、建物の減価償却費などの資本的経費を含めるこ ととします。

❷多くの貸室を同一に位置づけ、算定基準を統一します

多くの貸室を「区民交流活動室(仮称)」として統一し、料金単価も統一 します。

❸利用時間割と料金負担割合を見直します。

現行の3区分を「午前」「午後1」「午後2」「夜間」の4区分に見直します。 また、利用率などを踏まえ、利用時間帯別の料金負担割合についても見直 しを図ります。

△団体登録の区分けを見直します

区民交流活動室(仮称)の設置に伴い、登録団体を統一し、現行の一般団 体は「区民団体」と「その他」に振り分けます。